

景気対応緊急保証制度が創設!!

概要

- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定（協同組合自体も対象）
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

対象

- 指定業種に属し、売上減少（前年比▲3%）などについて市区町村長の認定
（※）企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（▲3%）基準を導入

内容

- 保証限度額8,000万円（無担保）、2億円（有担保）
※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証（責任共有制度の対象外）
- 保証期間は10年以内（据置期間は2年以内）
- 保証料率は0.8%以下

セーフティネット貸付の 延長・拡充等

概要

日本公庫のセーフティネット貸付、商工中金による危機対応貸付等について、4兆円の事業規模を追加措置（これにより、総額21兆円の利用を想定）し、平成22年度末まで延長。

対象

- 社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方。

内容

○貸付条件（日本公庫・運転資金の場合）

- 貸付限度額：中小事業（旧中小公庫） 7億2,000万円
国民事業（旧国民公庫） 4,800万円
- 貸付期間：8年以内（据置期間：3年以内）
- 貸付利率：基準利率（中小事業：17.5%（注）、国民事業：2.15%（注））
(注)貸付期間5年以内の基準利率（平成22年2月15日現在）。
利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

事業規模の追加措置

日本公庫 11.8兆円▶13.4兆円

商工中金 3.3兆円▶4.2兆円

条件変更 1.5兆円▶3.3兆円

中小企業応援センター事業 やまがた中小企業支援ネットワーク

県内中小企業が抱える様々な経営課題解決を支援するため、4月より中小企業応援センター事業がはじまりました。例えは地域の資源を活用して新しい事業をおこしたい、農商工が連携して新商品を開発したい、経営を革新したい、スムーズな事業継承をしたい、創業したい、などの相談に対し、専門的知識を有した専門家を派遣し、課題解決のお手伝いをいたします。

当ネットワークでは次のような企業を応援します。

経営革新 計画承認

- 企業の強みを活かした新たな事業展開
- 新製品、サービス開発支援
- 法の認定支援、事業家支援

地域資源活用 プログラム認定

- 地域、業界組合における資源の発掘
- 商品開発支援
- 支援事務局との連携による法の認定支援

農商工 連携認定

- 連携先開拓支援
- 「売れる商品」づくり支援
- 支援事務局との連携による法の認定支援

新規 創業実現

- 個人、グループ活動の活発化に伴う法人化支援
- 退職者の能力を活かした新たな創業を支援
- ビジネスプランの構築

IT導入 支援

- 財務会計ソフトによる経営管理工場支援
- IT活用による、販路拡大、新たなビジネスモデルの構築等の支援

スムーズな 事業継承

- 後継者がいる場合、事業継承に関するノウハウを支援
- ハンズオン事務局と連携して支援

新連携計画 の認定

- 「新技術」「売れる商品」開発支援
- ハンズオン事務局との連携による法の認定支援

ご相談は無料です。ご相談内容の秘密は厳守します。
当ネットワークの詳細については、
下記までお問い合わせください。

山形県中小企業団体中央会 支援部

〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F
TEL 023-647-0360/FAX 023-647-0362